

滋 L P 協第 342 号
2023年6月28日

関 係 各 位

(一社) 滋賀県 L P ガス協会

滋賀県 L P ガス料金負担軽減支援事業（連絡）

【決定通知書について】

1. 決定通知書を郵送しました。

6/23 までに申請書が到着した分につきまして、決定通知書を 6/27 に郵送させていただきました。ご確認いただき、開始してください
6/27 までに到着した分につきましては、6/29 発送、6/28 までの分は 6/30 に発送を予定しています。今後は、それぞれの月の実績（状況）報告書【様式 7】等を、ご提出ください。

実績（状況）報告書【様式 7】時にご提出いただく書類

次の 3 点になります

○実績（状況）報告書【様式 7】

要領 P21～P23・手引書 P18～P20 または次頁（抜粋）をご参照ください

※様式第 7 は 2 ページあります。項目が 1～3 と備考欄がありますのでご注意ください。

○値引き実績の内容を証する書面

値引きを行った一般消費者の一覧（様式第 7-1 任意様式可）

※要領や手引書に①～③を選択とあり、②を選択された方がこの様式第 7-1 の一覧表となります。

○10 件の消費者の請求書または検針票の写し

※様式第 7 の 2 ページ目の最後の備考欄の※2 にて説明文があります。

実績（状況）報告書【様式 7】と一緒にご提出をお願いいたします。

※当初は、実績（状況）報告書をいただいた後に協会事務局より連絡をして無作為に指定する予定でしたが、同時にご提出いただく形に変更させていただきました。ご了承ください。

送付方法 次のいずれかの方法でお送りください

・ 支援金専用メールアドレスへ添付送信

shienjigyo@shiga-lpg.or.jp

・ 郵送物内同封のレーターパックにて協会へ郵送

・ FAX 送信 FAX 番号：077-523-2884

・ 協会事務所にご持参

2. 概算払い請求書【様式 10】について

決定通知書が届きましたら、概算払い請求を出していただく事が可能になります。事業報告書【様式 7】よりも前に概算払いを請求される方は、およその値引き額を計算して概算払い請求書を書いていただく形となります。最終は、事業終了後（9月）の精算払い請求にて精算します。概算払い請求書を受理してから、約1か月以内に振込みをする予定です。

概算払い請求される方のご提出いただく書類 次の1点になります

- 概算払い請求書（様式第 10）

要領 P26・手引書 P22 または次頁からの（抜粋）をご参照ください

3. 変更承認申請書【様式 3】について

申請時的一般消費者等の数から30件以上増加した場合は、変更承認申請書【様式 3】をご提出いただく形となりますので、よろしくお願ひいたします。

該当の場合、ご提出いただく書類 次の2点になります

- 変更承認申請書（様式第 3）

要領 P17・手引書 P17 または次頁からの（抜粋）をご参照下さい

※様式第 3 は1ページのみです。記入項目は1~3までとなります。

- 一般消費者等の一覧（様式第 1-1 任意様式可）

4. 協会HPのトップページの滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業のボタンより様式はダウンロードしていただけます。

ダウンロードにてご利用になられる場合は、協会HPのトップページの「滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業」のボタンからお願ひいたします。

送信手段 郵送
LPガス協会事務局担当 駒井